

自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、前回の和解仲介手続で対象となった期間以降の平成27年1月から同年3月までの避難費用（面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）、避難雑費が賠償されたほか、令和2年4月に申立人母が自宅に帰還した際に支出した交通費及び引越関連費用が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

- 1 避難費用（交通費）
（令和2年4月24日ないし令和2年4月27日）
- 2 避難費用（引越関連費用）
（令和2年4月24日）
- 3 避難費用（面会交通費）
（平成27年1月1日ないし平成27年3月末日）
- 4 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
（平成27年1月1日ないし平成27年3月末日）
- 5 避難雑費
（平成27年1月1日ないし平成27年3月末日）
- 6 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金230,813円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- | | |
|--------------------------|---------|
| 1 避難費用（交通費） | 19,370円 |
| 2 避難費用（引越関連費用） | 34,660円 |
| 3 避難費用（面会交通費） | 38,060円 |
| 4 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分） | 90,000円 |
| 5 避難雑費 | 42,000円 |

6 本件和解仲介に関する弁護士費用 6, 7 2 3 円

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年12月8日

(仲介委員 玉越 浩美)